

# 産業廃棄物処理業に関する 法令講習会

日 時 令和7年12月11日(木)14:30~16:30  
場 所 半田赤レンガ建物フォーラム(クラブハウスD)  
参 加 者 40名(25社)

尾張南支部(都筑章支部長)は、産業廃棄物処理業に関する法令講習会を開催しました。「昨年同様に、知多県民事務所の方から直接お話を聞くことができる非常に有難い機会です。本日の講習は法改正に関する内容も含まれておりますので、しっかりと情報を収集いただき明日からの事業に生かしていただければと思います。」と都筑支部長よりあいさついただき、講習会がスタートしました。



都筑章支部長

愛知県知多県民事務所環境保全課のご担当者より下記内容で情報共有いただきました。

## 産業廃棄物処理業における 許可申請や届出等について

同時に二以上の申請(届出)書を提出する場合の対応、更新許可申請における講習会受講に関する特例措置の終了、産業廃棄物である小型充電式電池の取り扱い、条例第7条の規定に基づく、デジタル技術を活用した実地確認の取り扱い、産業廃棄物処理業許可申請書等に添付する確定申告書の写しについての説明がありました。また、令和7年4月22日に公布された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の改正についても説明がありました。

## 知多県民事務所管内における 産業廃棄物の不適正処理および スカイパトロールについて

産業廃棄物をめぐっては、有価物か廃棄物か、産業廃棄物か一般廃棄物かの判断が難しいことに加え、排出事業者が処理を委託業者任せにしまうことや、処理業者の法令理解不足による不適正処理が課題となっています。こうした課題への対応として、処理業者による社内教育の充実、排出事業者への現地確認義務の周知、契約書・マニフェストの適切な管理が重要です。併せて、行政による厳正な許可審査や継続的な監視・指導、必要に応じた文書指導が不適正処理の防止に繋がります。愛知県では不適正処理防止のため、「スカイパトロール」などの調査を実施し、指導強化月間にヘリコプターで上空から監視を行うことで、山間部や不適正処理の疑いがある事業場などを重点的に対象とし、今年度は令和7年11月10日に実施し、昨年度との比較により改善状況を確認しました。

## PCB廃棄物の適正処理について

高濃度PCB廃棄物については、現在、暫定的に北海道(室蘭市)の処理施設のみが稼働しておりますが、その受付も令和7年8月29日をもって終了し、今後は処理ができません。万が一、高濃度PCB廃棄物を発見した場合は、速やかに知多県民事務所環境保全課へご連絡ください。また、低濃度PCB廃棄物についても、令和9年3月31日をもって処分終了が義務付けられています。排出事業者と関わりの深い会員からの情報発信は非常に重要です。本講義の内容を踏まえ、排出事業者へ周知いただき、PCB廃棄物の早期処分にご協力をお願いいたします。

最後に小野俊之専務理事より、「講習でご説明いただいた内容は、日頃から事務局にもお問合わせをいただいているものです。本日のお話を聞いて分からない点や気になることがありましたら、直接でも事務局を通してでも結構ですので、お気軽にご相談ください。このように学ぶ機会を支部



小野俊之専務理事

の皆さまにご準備いただき、有意義な時間となりました。ご協力いただいた皆さま、ご参加いただいた皆さま、本日はありがとうございました。」とあいさつがあり、講習会は終了しました。



講習の様子